

◆ 自家用有償旅客運送運転者の講習 ◆

重 要

～移動・移送サービスも法令遵守～

■ 居宅介護員等による

NPO等「社会福祉法人・公益・医療法人等」（法78条2号）の運転者が、市町村等住民のうち、移動制約者・身体障害者等を自家用自動車を使用して有償運送を行うには■ **登録**（法79条）申請等の**手続き要件**に認定講習受講が必要です。

■ 訪問介護員等による（通院等の乗降介助）

地域又は期間限定で有償運送（法第78条3号）を行う場合は認定受講が必要です。

質 問

- Q. 福祉有償運転者講習とセダン等講習は両方受講しなければいけないのですか。
A. 介護福祉士・ヘルパー・ガイドヘルパー等資格のある場合は、セダン等運転者講習が免除されます。
- Q. 訪問介護員（自己の車両）で、利用者（旅客）等を輸送する場合も受講が必要ですか。
A. 自己車両は（道路運送法）の許可が必要です。道路運送法第78条第2号・3号に基づく許可車両の運転者として、受講が必要です。
- Q. 「無許可輸送・無認可（料金を取らない）」で、利用者等を輸送する場合は。
A. そもそも、不適切行為です。料金を取る・取らない等の問題では、ありません。道路運送の許可・認可が必要です。
- Q. 許可車両に係る（運転者兼介護員）は、認定講習を受講しなければ、いけませんか。
A. 国土交通大臣認定講習受講を満たす必要があります。
- Q. 道路運送法第4条許可（福祉限定許可）車両の運転に（一種運転免許で認定講習受講）した者が乗務できますか。
A. 運転免許2種が条件です。1種で認定講習を受講し要件を満たしても、乗務できません。
- Q. 利用者（旅客の範囲）の輸送は、どんな方ですか。
A. イ）身体障害者福祉法に規定する身体障害者
ロ）介護保険法に規定する要介護選定・要支援認定を受けている者
ハ）その他肢体自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者
- Q. 運送の形態・輸送の条件等は、決まっていますか。
A. 訪問介護員等が有償運送する場合は、介護支援専門員が作成するサービス計画（ケアプラン）又は市町村が行う介護給付費支給決定の内容に基づき、介護サービスと連続して、又は一体として行う輸送です。
A. 福祉有償運送の場合は（旅客の範囲）イ）ロ）ハ）の区分のうち、輸送の対象者が登録されている必要があります。

【 相談支援 】

各事業者の管理者及び従事者等からの、問い合わせ・質問等で、理解・解決できない問題の相談支援も行っております。

- 相談内容 許可の申請・変更届け・更新申請・輸送実績報告書等の手続き相談
- 相談日 毎月 第三木曜日 時間 午後 14:00 ～ 16:00
- 問い合わせ 随時受け付いたします：（日程・時間）等の相談を承ります。

八王子福祉交通運転技術講習セミナー
東京都八王子市散田町4-24-15
TEL: 042-669-5733

講習担当係

ホームページ

ケアセンター八王子

→ 検索